

## 屋外広告物条例の一部改正（案）について

都市・まちづくり課

### 1 趣旨

近年、その所有者等によって適切に管理されていない屋外広告物が全国的に見受けられるとともに、平成 27 年 2 月に札幌市で屋外広告物の落下による人身事故が発生したことなどを背景に、屋外広告物の適切な安全管理がこれまで以上に求められています。

長野県では、屋外広告物の安全管理を推進し、屋外広告物による公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物条例の見直しを行います。

### 2 見直しのポイント

- ・屋外広告物の管理義務及び安全点検の実施を規定
  - ・許可又は許可の更新の申請を行う屋外広告物を対象に、点検結果の報告を義務付
- ※ 詳細は別紙「屋外広告物条例一部改正（案）の要点」をご覧ください。

### 3 施行予定期日

平成 29 年 4 月 1 日

## 屋外広告物条例一部改正(案)の要点

今後、以下の内容に沿って条例の改正を行うことを予定しています。

### 1 管理義務の明確化

屋外広告物の表示・設置者、管理者、所有者、占有者は、屋外広告物の補修その他の必要な管理を怠らないようにし、良好な状態を保持しなければなりません。また、屋外広告物の損傷や劣化の状況を定期的に点検する必要があります。

### 2 安全点検の実施義務

#### (1) 点検の対象とする屋外広告物

長野県の屋外広告物条例が適用される市町村（長野市、松本市、飯田市、諏訪市、駒ヶ根市、安曇野市及び小布施町を除く市町村）内に掲出される広告物等で、はり紙、はり札、立看板類、広告幕類及びアドバルーン並びに壁面等に直接ペンキ等で描かれたものを除く全ての屋外広告物を点検の対象とします。

#### (2) 点検者の資格要件

以下の資格を有する者が点検を行う必要があります。ただし、地上からの高さが4メートル以下の広告物等については資格要件を問いません。

- ・ 屋外広告士
- ・ 1級建築士又は2級建築士又は木造建築士
- ・ 第1種電気工事士及び第2種電気工事士
- ・ 第1種、第2種、第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- ・ 帆布製品製造に係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者
- ・ 広告美術に係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者
- ・ 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を習得させることを目的として都道府県及び政令指定都市若しくは中核市の行う講習会の過程を修了した者
- ・ 屋外広告業の事業団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者
- ・ その他知事が認めた者

#### (3) 点検項目及び点検内容

別表のとおり

#### (4)点検の実施時期

- ・掲出の許可を必要とする屋外広告物：許可及び許可の更新の申請日前 30 日以内
- ・掲出の許可を必要としない屋外広告物：設置後 3 年以内ごと

### 3 安全点検結果の報告義務

掲出の許可を必要とする屋外広告物は、許可又は許可の更新の申請を行う際、市町村長に点検の結果を報告する必要があります。（ただし、屋外広告物を新たに建設し、許可を受ける場合を除きます。）

掲出の許可を必要としない屋外広告物は点検結果の報告は必要ありませんが、点検は定期的に行う必要があります。

(別表)

点検項目	点検内容
基礎	1 上部構造の全体の傾斜、ぐらつき
	2 基礎のクラック、防水層の裂傷等の異常
支持部	1 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化
	2 鉄骨接続部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間
	3 鉄骨接続部（ボルト）のゆるみ、欠落
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形
	2 ベース周辺・コーキングの老朽化、溶接部の劣化
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）取付部周辺の異常
広告板・文字	1 広告板面・文字等のひどい汚れ、変色、さび
	2 広告板面・文字等の破損、変形、ビス等の欠落
	3 枠組み部材の破損、ねじれ
照明装置	1 蛍光灯・照明灯・LEDの不点、ネオン管の不発光
	2 照明器具・LEDの取付部の破損、変形、さび、漏水
	3 ネオン管・サポート類の破損
	4 ネオントランス・その周辺の損傷、接続不良
分電盤	1 分電盤の腐食、破損
	2 電源配線経路の腐食、破損
	3 安全ブレーカー・タイムスイッチ等の劣化、損傷
その他	1 避雷針の突針部・導線固定部の腐食、損傷
	2 図面との相違の有無
	3 その他必要な事項



## 屋外広告物条例の概要について

## 1 屋外広告物条例による規制等について

## (1) 趣 旨

良好な景観形成を図り、公衆に対する危害防止のために屋外広告物を規制

## (2) 屋外広告物の定義：以下の4要件をすべて満たすこと

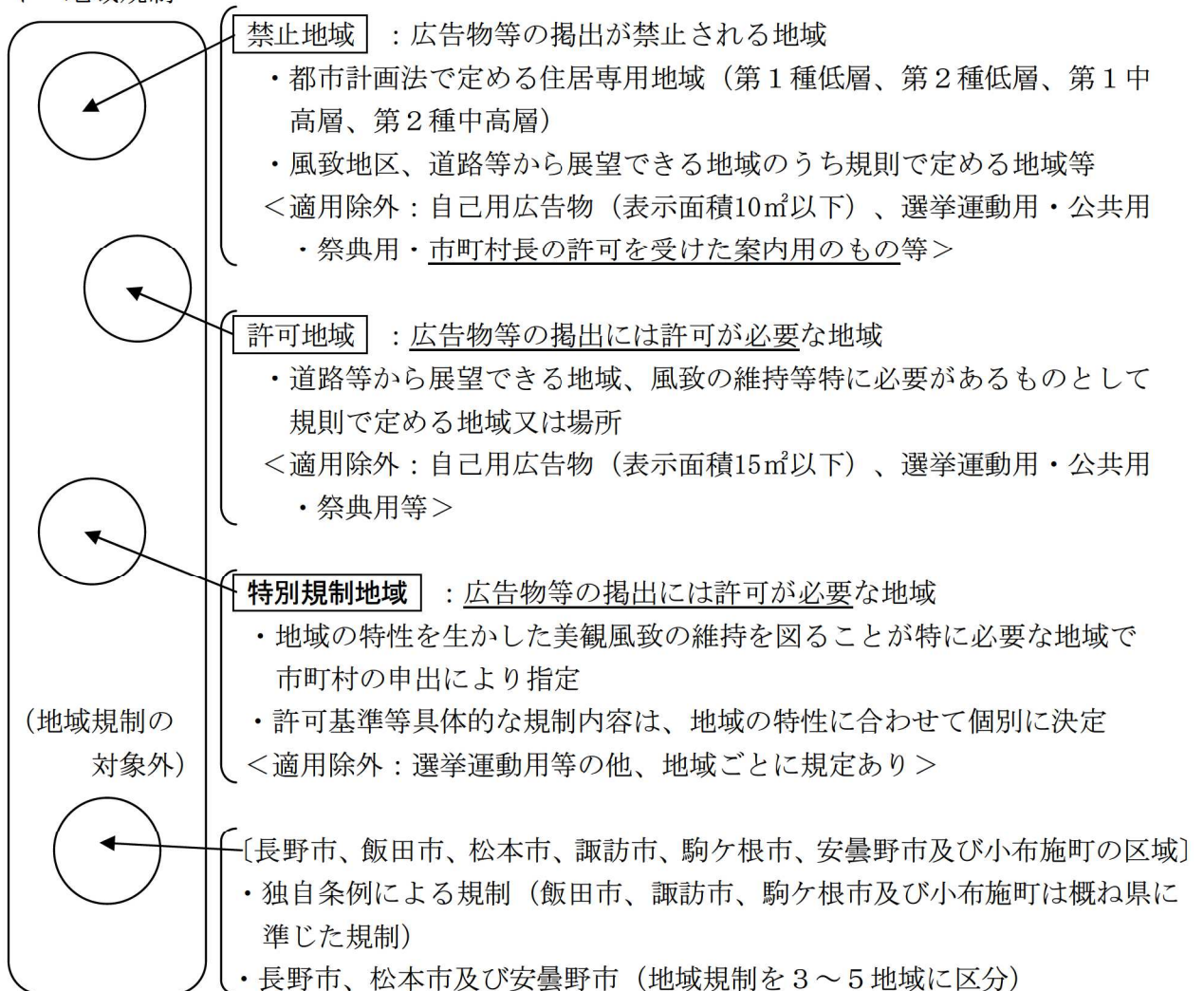
- ・常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ・屋外で表示されるもの（ガラス面の屋内側から表示されたものは対象外）
- ・公衆に表示されるもの
- ・看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

## (3) 規 制

## ア 物的規制

- ・表示禁止物件：広告物等を表示又は設置してはならない物件  
→ 橋、街路樹、銅像、消火栓、公衆電話ボックス、電柱等
- ・禁止屋外広告物：表示又は設置してはならない広告物  
→ 地色に彩度15以上の色を使用したもの、蛍光塗料または夜光塗料を使用したもの等

## イ 地域規制



## 2 最近の屋外広告物条例の主な改正事項等について

### (1) 景観法との整合（改正条例18. 4. 1 施行）

- ア 表示禁止物件の追加：景観法に定める景観重要建造物等を追加
- イ 景観行政団体である市町村による屋外広告物条例の策定（長野市以外は屋外広告業に関する事務を除く）
  - ・策定済：長野市（中核市、11. 4. 1 施行）、小布施町（18. 4. 1 施行）、飯田市（20. 1. 1 施行）、松本市（21. 1. 1 施行）、諏訪市（22. 4. 1 施行）、安曇野市（24.10.1）、駒ヶ根市（27. 4. 1 施行）

### (2) 屋外広告業の適正な運営の確保

- 屋外広告業登録制度の創設（届出制→登録制）（改正条例18. 4. 1 施行）
  - ・屋外広告業の登録、講習会の開催、業者への指導・助言・勧告等
  - ・申請等の窓口：建設部都市・まちづくり課（長野市内で業を営む場合は長野市）
  - ・28. 4. 1現在 登録件数:544件

別表 地域指定の現況について（平成27年4月1日現在）

禁止地域	許可地域	特別規制地域
○住居専用地域 : 30市町村 （長野市、松本市、飯田市、諏訪市、駒ヶ根市、安曇野市、軽井沢町、小布施町を除く） 5,465.4ha ○風致地区：8地区 1,643ha ○道路等接続地域 ・高速道：4路線 235.9km ・一般道：74路線 343.7km ・鉄 道：3路線 86.6km	○道路等接続地域 ・高速道：4路線 235.9km ・一般道：17路線 64.7km ・鉄 道：3路線 113.4km ○良好な景観形成を図る地域等 ・駅前広場(13箇所) 5.5ha	○軽井沢町 上信越高原国立公園の特別地域を除く地域 12,866ha ○国道117号沿道 豊田飯山インターチェンジから新潟県との境界まで 37.1Km ○長和町大字和田 八ヶ岳中信高原国定公園の区域を除く地域 5,941ha ○白馬村 中部山岳国立公園の区域を除く地域 11,900ha ○八ヶ岳エコーライン 広域営農団地農道（八ヶ岳エコーライン）沿道両側 300m 16.4km

## 屋外広告物行政の概要

## 屋外広告物法（S24年制定）

国は法により屋外広告物行政の枠組みを示し、具体的な規制内容は地方公共団体の条例に委任

（法の目的）

- ・良好な景観の形成や風致の維持
- ・公衆に対する危害の防止

（屋外広告物の定義）

「常時又は一定の期間継続して」「屋外で」「公衆に表示されるもの」であって「看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの」

国がガイドライン(案)として条例ひな形を提示

## 長野県屋外広告物条例（S36年制定、H5年全部改正）

独自の屋外広告物条例を制定している市町村

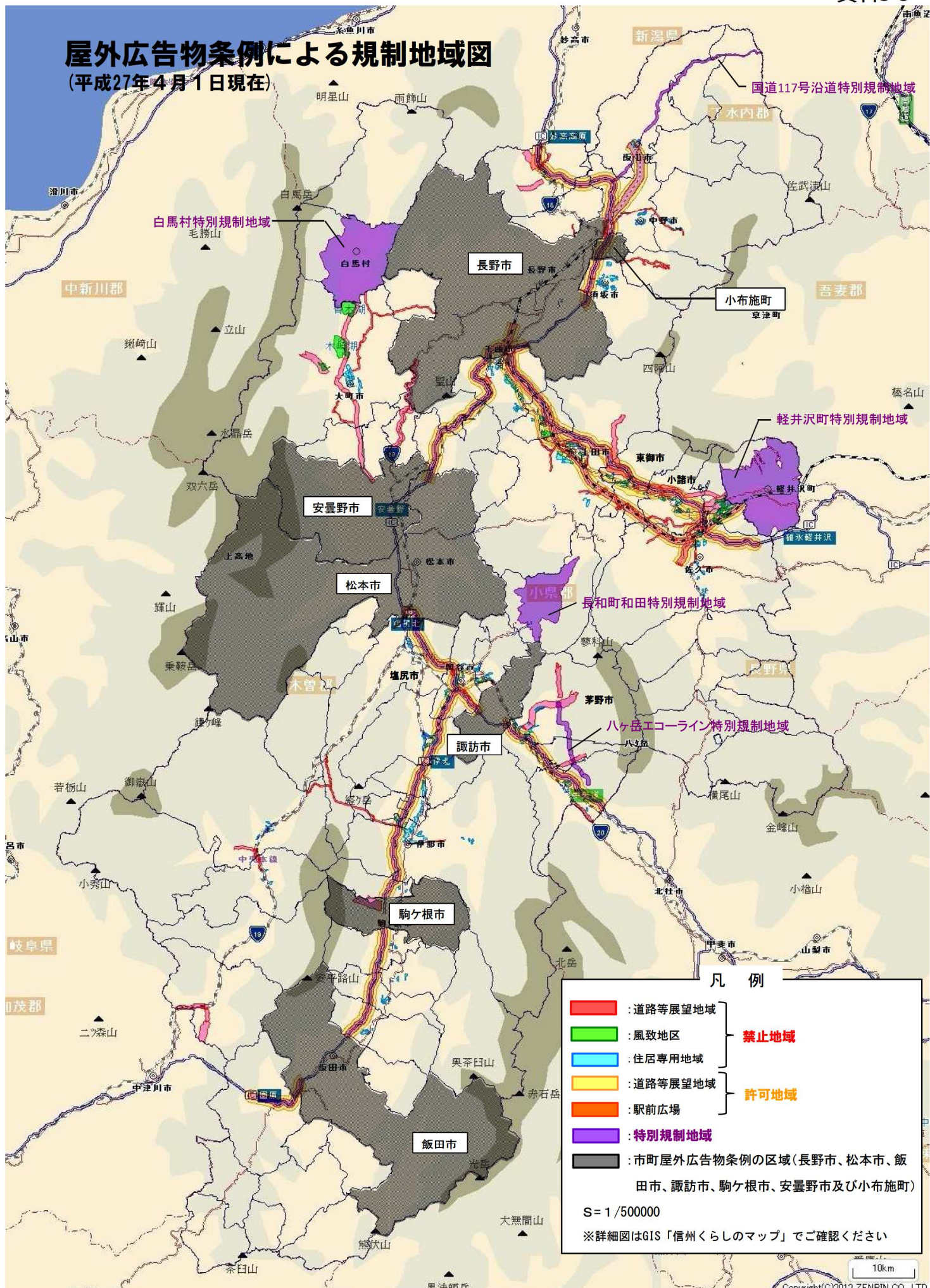
条例の概要	県の事務	市町村への委任事務	
<p><b>屋外広告物の制限</b></p> <p>○物的規制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表示禁止物件（電柱等）</li> <li>・禁止広告物（たい色したもの等）</li> </ul> <p>○地域規制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・禁止地域</li> <li>・許可地域</li> <li>・特別規制地域（個別の地域規制）</li> </ul>	<p>○地域指定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・禁止地域</li> <li>・許可地域</li> <li>・特別規制地域</li> </ul>	<p>○各種許可事務※1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可地域内の許可 ほか</li> </ul>	<p>（中核市）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○長野市</li> </ul> <p>（特例※3による）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○松本市</li> <li>○飯田市</li> <li>○諏訪市</li> <li>○駒ヶ根市</li> <li>○安曇野市</li> <li>○小布施町</li> </ul>
<p><b>監督</b></p> <p>○除却命令等</p> <p>違反広告物の除却、改善措置命令</p>		<p>○監督処分※2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・除却、改造命令</li> <li>・略式代執行</li> <li>・簡易除却</li> </ul>	
<p><b>屋外広告業の登録等</b></p> <p>○登録等</p>	<p>○業の登録等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録業務</li> <li>・業者の指導、助言</li> <li>・講習会の開催</li> </ul>		<p>※1 市町村毎に許可申請様式、添付書類等を規則で制定</p>
<p><b>その他</b></p> <p>○趣旨</p> <p>○罰則規定 ほか</p>			<p>※2 市町村毎に違反処理要領を制定</p> <p>※3 景観行政団体は条例の制定が可能</p>

事務の一部を権限移譲



# 屋外広告物条例による規制地域図

(平成27年4月1日現在)



**凡例**

- 道路等展望地域
- 風致地区
- 住居専用地域
- 道路等展望地域
- 駅前広場
- 特別規制地域
- 市町屋外広告物条例の区域(長野市、松本市、飯田市、諏訪市、駒ヶ根市、安曇野市及び小布施町)

**禁止地域**

**許可地域**

S = 1/500000

※詳細図はGIS「信州くらしのマップ」でご確認ください